唐津市告示第２６１号

令和７年度唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金交付要綱を次のように定める。

令和７年７月２日

唐津市長　峰　　達　郎

令和７年度唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、長引く燃油価格高騰の影響により経営が圧迫されている施設園芸農業者の負担を軽減し、経営継続を図るため、予算の範囲内において支援金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成１７年規則第４２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象事業者）

第２条　支援金の交付の対象となる者は、市内に住所を有している農業者等で、令和６年産の園芸用ハウス加温栽培において、Ａ重油、灯油及びＬＰガス（以下これらを「対象燃料」という。）を使用するものとする。

　（支援金の額）

第３条　支援金の額は、令和６年１０月から令和７年３月までに園芸用ハウス加温栽培に使用するため購入した燃料の購入量に７円以内を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。

（支援金の交付要件）

第４条　支援金の交付要件は、支援金申請時点において令和７年度末まで施設園芸営農を継続する意思があることとする。

（支援金の申請及び請求）

第５条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金交付申請書兼請求書（第１号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　規則第１５条第１項の規定による実績報告書の提出は、第１項の申請書兼請求書の提出により、なされたものとみなす。

３　申請者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

４　申請者は、前項第２号から第７号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（支援金の交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、前条の規定により申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を

　審査し、適当と認めたときは、支援金の交付を決定し、唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金交付決定通知書兼額の確定通知書（第２号様式）により申請者に通知する。

（支援金の交付の条件）

第７条　規則第６条第３項の規定により、支援金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

　(1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

　(2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 規則第１０条第２項各号に規定する事項が生じたときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(4) 規則第１９条第１項各号に規定する事項に該当すると認めるときは、支援　金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

　（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　附　則

　この要綱は、告示の日から施行し、令和７年度に行う唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金事業に適用する。

第１号様式（第５条関係）

　　年　　月　　日

　唐津市長　様

申請者

住　所

氏　名

　　　　 　 連絡先

唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金交付申請書兼請求書

　唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金の交付を受けたいので、唐津市補助金等交付規則及び令和７年度唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請し、あわせて請求します。

１ 施設園芸営農継続の意思確認

* 令和８年３月３１日まで継続して施設園芸営農を行います。

※　上記の意思がある場合は、□に✔印を記載すること。

２ 交付申請額及び請求額

　　　　金　　　　　　　　　円

３ 支援金振込先口座

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 店名 |  |
| 口座番号 |  | 預金種別 | 普通・当座・貯蓄・別段 |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

４ 添付書類

　・支援金振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙及び表紙裏面）

　・別紙１

　・令和６年１０月から令和７年３月までの購入実績がわかる資料（納品書等）

別紙１

　　申請者　氏名：

作物名：

（対象期間の購入量の内訳）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | R610月 | R611月 | R612月 | R71月 | R72月 | R73月 | 燃料別合　計 | 総量（Ｌ） |
| A重油（L） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 灯油（L） |  |  |  |  |  |  |  |
| ＬＰガス（㎥N） |  |  |  |  |  |  |  |

※ＬＰガスは、１㎥N＝２．８３２Ｌとする。

※交付申請額（千円未満切り捨て）＝総量（Ｌ）×支援金単価（７円）

交付申請額：金　　　　　　　　　円

第２号様式（第６条関係）

　　唐　　第　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

唐津市長　峰　　達　郎

唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金交付決定通知書兼額の確

定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金について、次のとおり交付を決定し、あわせてその額を確定したので、唐津市補助金等交付規則及び令和７年度唐津市燃油高騰対策施設園芸営農継続支援金交付要綱第６条の規定により通知します。

　交付決定及び交付金額

　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

　交付予定日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日